

船橋市物品調達等入札制度検討会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、入札制度全般にわたる課題等を検討し、適切な契約事務の遂行を期することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため船橋市物品調達等入札制度検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 検討会は、次に掲げる項目をつかさどる。

- (1) 入札・契約制度の改善に関すること。
- (2) 入札・契約制度の適正な運用の推進に関すること。
- (3) その他入札・契約制度に係わる必要事項に関すること。

(組織)

第4条 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 企画財政部長
- (2) 契約課長
- (3) 健康政策課長
- (4) 都市政策課長
- (5) 教育総務課長

2 会長は、企画財政部長をもって充てる。

(職務)

第5条 検討会の会長は会務を総理する。

2 検討会の会長に事故あるとき、又は欠けるときは、契約課長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、必要のつど会長が招集する。

2 検討会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討会の会長が、会議の運営に必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、委員として出席できる。

4 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、契約課において処理する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。